

『体罰，セクシュアル・ハラスメント等』に関する相談窓口

体罰，セクシュアル・ハラスメント，障害などを理由とする差別やその他，学校教育に関わって気にかかることがありましたら，次の先生方，あるいは話しやすい先生に，ご遠慮なく連絡や相談をしてください。

- 『体罰』とは，なぐる・けるなどの身体への侵害のみでなく，肉体的な苦痛を与える行為も含まれます。
- 『セクシュアル・ハラスメント』とは，時・場所・相手をわきまえずに，相手を不愉快にさせる性的な言動（ことばや行い〈触るなど〉）の事です。
- 『障害などを理由とする差別』とは，障害があることなどを理由に，不当な扱いを受けたり，生活をする上で当然必要な配慮をしてもらえなかったりすることです。

吉舎中学校 『体罰，セクシュアル・ハラスメント等』相談窓口

三次市吉舎町吉舎 783 番地 1 TEL 0 8 2 4 - 4 3 - 2 1 1 5

《担当者》

青木麻由美先生（教頭），吉森由実恵先生（事務長）

宮部英巳先生（生徒指導主事），平松美智瑠先生（養護教諭）

なお，三次市教育委員会，広島県教育委員会等にも相談窓口があります。

三次市教育委員会 TEL 6 2 - 6 1 8 7

広島県教育委員会（専用電話）

TEL 0 8 2 - 5 1 3 - 4 9 1 7
 - 4 9 1 8
 - 4 9 1 9

広島県立教育センター TEL 0 8 2 - 4 2 7 - 3 0 7 6

